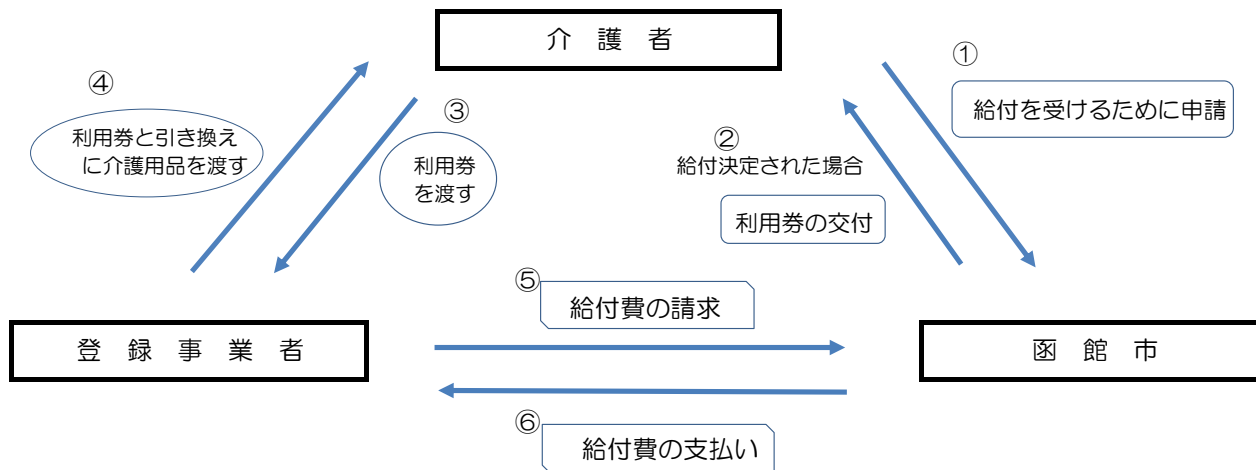


函館市家族介護用品給付事業

在宅の要介護者を抱えるご家族に介護用品を引き換えできる利用券を交付することにより、ご家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的として実施しています。



1 対象者

対象となる方は次の①～③の全てに該当する方を在宅で介護している、函館市に住所がある市民税非課税世帯のご家族です。

(ただし市町村民税課税者の税法上の扶養親族等、および配偶者が市町村民税課税者である場合を除く)

- ① **在宅の寝たきりまたは認知症の高齢者等であること。**
入院や施設入所等は除きます。
- ② **要介護認定において要介護3～5と判定され、かつ介護用品が必要な状態であること。**
介護者からの聞き取りに加えて、介護認定資料により確認します。
- ③ **函館市に住所を有し、市民税非課税世帯に属すること。**
ただし、以下の場合を除きます。
 - ア) 市町村民税課税者の税法上の扶養親族等
 - イ) 配偶者が市町村民税課税者
 - ウ) 生活保護受給者

2 給付

給付対象介護用品	紙おむつ、尿取りパッド、お尻拭き、使い捨て手袋
給付額	月額5,000円を上限とする



3 その他

介護者または介護用品使用者が、以下の理由に該当する場合は、給付額の全部または一部の返還を求めることがあります。

- ア) 給付要件を満たさない状態にもかかわらず給付を受けたとき
- イ) 給付券を目的外に使用したとき
- ウ) 偽りその他不正な行為により給付を受けたとき

介護用品給付の流れ

申請

① 介護用品の給付を申請

介護しているご家族が申請書を高齢福祉課（本庁舎2階）、各支所の窓口へ提出します。

② 市が給付対象となるかを判定

申請者および介護用品使用者の世帯の市民税課税状況、介護用品使用者の介護の認定状況や在宅での介護の状況等、対象者の要件を確認し判断します。

③ 市が判定結果を通知

函館市から介護者へ、判定結果について承認通知書または却下通知書を送付し、お知らせします。

給付

① 登録事業者を選択

函館市に登録された本事業の事業者の中から選択してください。

※ ア) ひと月の中で選択できるのは1つの業者のみです。
イ) 引き換えたい商品の有無、配送サービスの有無等については業者へ問い合わせください。

② 介護用品の受け取り

函館市が発行した利用券の半券を事業者へ渡し、介護用品を受け取ってください。

※ 利用券は各月ごとに分かれており、記載されている月にのみ使用できます。初月分（ピンク色の利用券）については、初月またはその翌月どちらかで利用できます。利用券右上に記載されている月を確認のうえ御利用ください。

ご不明の点がありましたら、下記までお問い合わせください。

函館市保健福祉部高齢福祉課家族介護支援・認知症担当

〒040-8666 函館市東雲町4番13号 電話0138-21-3081 FAX0138-26-5936